

北九州広域都市計画ごみ処理場の変更（北九州市決定）

都市計画ごみ処理場を次のように変更する。

※下線部変更箇所

番号	名称	位置	面積	備考 (計画能力)
	ごみ処理場名			
1	<u>本城資源化センター</u>	北九州市八幡西区洞北町7番	約2.8ha	選別能力 <u>29.5t/5h</u> 破砕能力 <u>29t/5h</u>
2	日明かんびん資源化センター	<u>北九州市小倉北区西港町</u>	約1.3ha	選別能力 32.59t/5h

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本城かんびん資源化センターは、ごみの資源化・減量化を目的とし、市内で発生した容器包装廃棄物（かん・びん、ペットボトル、紙パック・トレイ）をリサイクル業者に引き渡すための選別作業を行う施設であり、併せて、福祉施策の一環として、選別作業等を行う障害者を雇用する障害者就労施設という一面を有している。

現施設は平成9年の稼働以来26年が経過して設備の老朽化が著しく、他に有効な代替手段もないため、安定したリサイクル体制を維持することを目的として、当該施設の建替えを行う。

また、市内で発生する一般廃棄物のうち家電製品等の不燃系粗大ごみには鉄類が多く含まれており、日明粗大ごみ資源化センター（平成4年度稼働）で破砕し、焼却処理に適さない鉄類を回収し、資源化物として売却していた。

しかし、老朽化著しい日明工場の建替用地確保のため、粗大ごみ資源化センターを廃止して新工場建設用地を確保したことにより、令和3年度から不燃系粗大ごみの破砕・金属回収を一時的に民間事業者へ委託しているが、リサイクル体制としては脆弱なものとなっている。

については、本城かんびん資源化センターの建替えに際し、不燃系粗大ごみの破砕・金属回収の機能を併せ持つ本城資源化センターとして整備を実施する。

施設の建設にあたっては、事業継続の必要性から現施設を稼働させたままでの建設が条件であり、現施設用地内だけでは建設用地の確保が困難である。

したがって、本市が所有している隣地に新施設を建設する必要があるため、本案のとおり都市計画を定めるものである。

北九州広域都市計画ごみ処理場の変更（北九州市決定） 新旧対照表

都市計画ごみ処理場を次のように変更する。

北九州広域都市計画ごみ処理場

	名称		位置	面積	備考 (計画能力)
	番号	ごみ処理場名			
新	1	本城資源化センター	北九州市八幡西区洞北町7番	約2.8ha	選別能力 29.5t/5h 破碎能力 29t/5h
	2	日明かんびん資源化センター	北九州市小倉北区西港町	約1.3ha	選別能力 32.59t/5h

	名称		位置	面積	備考 (計画能力)
	番号	ごみ処理場名			
旧	1	本城かんびん資源化センター	八幡西区洞北町7番	約1.7ha	選別能力 60t/5h
	2	日明かんびん資源化センター	小倉北区西港町	約1.3ha	選別能力 32.59t/5h